

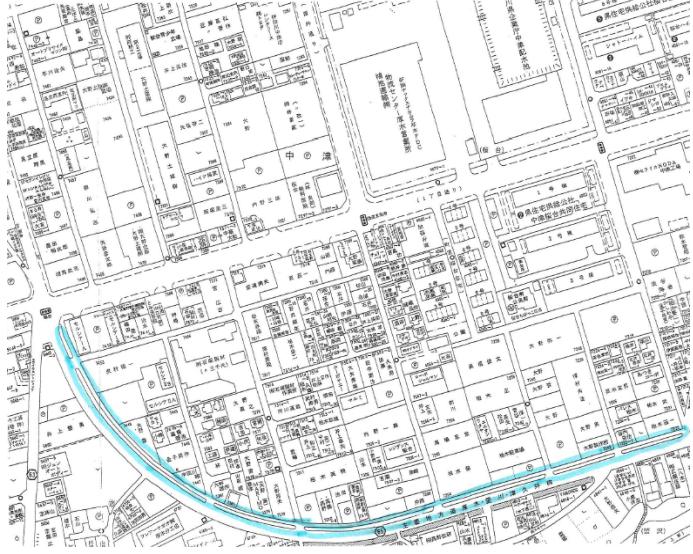
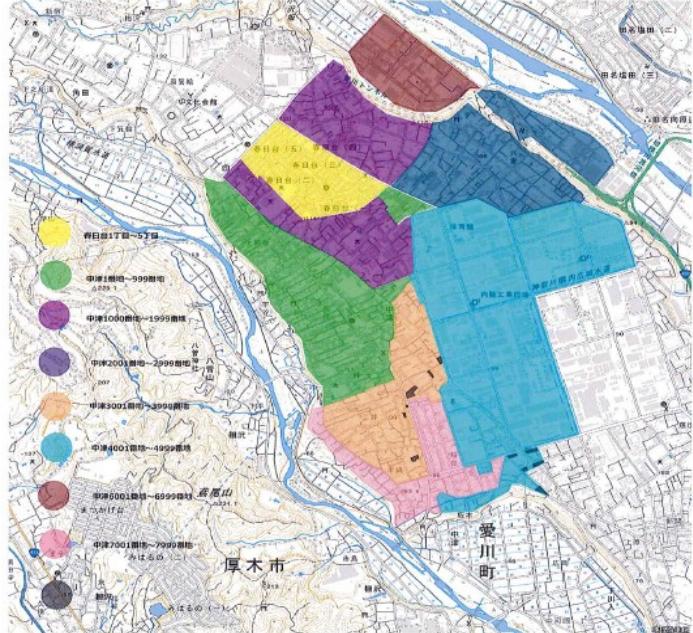
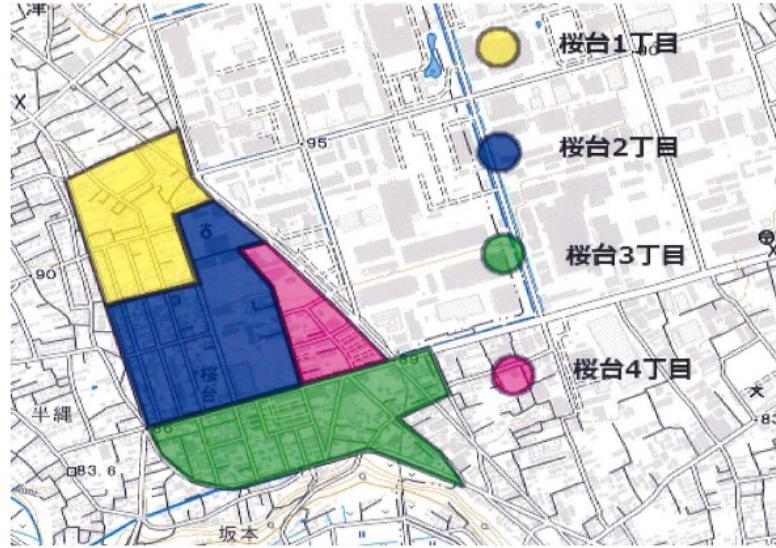
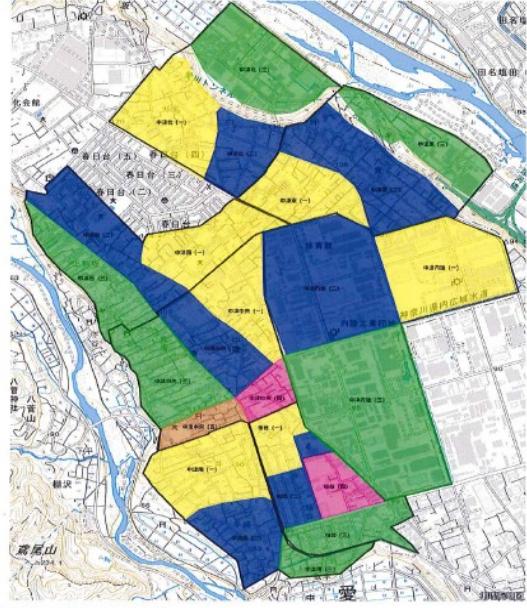
令和5年度「ふれあいファミリアミーティング」回答表【桜台区】

No.	意見・要望	担当課	回答
1	<p>桜台団地交差点より南方向の桜台区自治会83組、84組に挟まれた水道みち（愛川町部分）に関して、過去の道路施策（①大型車通行制限のタルの撤去、②桜台団地入口交差点の右折直進区分拡張改造）の結果、住宅地である83組、84組の水道みちを高速で通過する車が大変多くなった。（また、大型車の通過も見られるようになった。）過去平穏であった83組、84組の道路側の住民は、その後の道路再舗装で改善はあったものの、未だに前記の道路施策によって増大した高速な車による振動、騒音で落ち着いた生活がなかなか出来ない状態になってしまっている、また、歩道清掃等で歩道に立っている時に歩道スレスレに高速で通過する車があり、身の危険を感じる事が多々あり、いつか事故が起きるのでは沿線住民は危惧しています。</p> <p>下記の①②等を実施して、沿線住民の住環境の悪化（振動・騒音・危険増大）を元に回復もしくは軽減する事を要望致します。</p> <p>①自動車の最高速度を愛川町の他地区の水道みちと同じ30km/hに制限して、道路にそれを表示する。</p> <p>②桜台団地入口交差点の中央分離帯東側道路の通行区分指定を現在の「左折のみ」「直進右折」を「直進左折」「右折のみ」に指定区分を変更する。この区分変更で住宅地への進入開始位置が道路拡張前と同じになり、平均的に車両速度が抑えられます。</p>	<p>①住民課</p> <p>②道路課</p>	<p>①当該個所の速度規制につきましては、令和3年度のファミリアミーティングでご意見があったことから、交通規制などを所管する県公安委員会に対し、令和4年2月に要望書を提出いたしましたところ、速度規制は、速度規制基準により設定され、歩道の有無や幅員、車線数、沿道の状況や交通量などを調査した上で決定されていることから、規制は困難であるとの回答がありました。</p> <p>しかしながら、地域にお住まいの方のご意見があることを踏まえ、改めて本年度に提出する要望書にも再度掲載させていただきます。</p> <p>②この交差点は、これまで、厚木市下川入に向かう直進車が停車列の左右に混在するなど、直進車同士の接触事故の危険性が懸念されていたことから、交通管理者の同意を得て、付加車線の整備を含む交差点改良を行い交通の安全と円滑化を図ったものです。</p> <p>ご意見の通行区分の変更について、11月14日（火）に厚木警察署に確認したところ、右折車の極端な増加など、変更するに足る理由がなければ同意は難しいとの回答がありましたが、区分変更の他にも生活道路に進入する車のスピードを抑える対策は様々な手法がありますので、道路課への「行政区からの土木要望」として、詳細をお知らせいただければと存じます。</p>
2	<p>桜台の五差路から坂本入口（バス停）までの65号線の道路沿いの雑草についての要望です。（別添図参照）</p> <p>65号線を管理している厚木土木事務所は、年に1度草刈りをしていますが1度ではすぐに草は生えてしまいます。特にこの場所は、たくさんの車が通る通りでもありますし、雑草が生い茂っては町の景観としてはみっともないです。また雑草が生い茂っているほど、通りがかる人が缶やビン等のゴミを投げ捨てていくことが多くなります。近くに住んでいる方にとっても、雑草も投げ捨てられたゴミも気持ちのいいものではありません。「この雑草なんとかならないのか」と思っている方も多いです。</p> <p>自治会でもクリーンキャンペーンの時にみんなで草刈りを毎年行っています。それでも草はすぐに生え、一年を通してみれば、背の高い雑草が生い茂っている時の方が多いです。</p> <p>少なくとも年に3度草刈りができれば、もう少しきれいな景観を一年を通じて維持できるのではないかと考えられます。</p> <p>現在は5月に自治会で1度、厚木土木事務所が1度（いつになるかは決まっていません）刈っていますので残りの1度を町で刈ってください。</p> <p>あるいは厚木土木事務所に、草刈りを年に2度してもらえるように要望してください。</p> <p>厚木土木事務所には個人的に1度、草刈りを増やしてもらえないかを聞きに行ったことがありますが、その時は予算の関係で出来ないと言われました。ただ、バス停の横（2～3㎡くらい）だけは年に数回刈ってくれることになりました。</p> <p>町からの要望なら厚木土木事務所ももう少し考えてくれるのではないのでしょうか。</p> <p>住んでいる人達にとっても、バスや車でこの道路を通る人達にとっても、気持ちいい場所にするために雑草を刈ってください。お願いします。桜台区第三町内会 前川等</p>	<p>道路課</p>	<p>当該箇所草刈りの実施回数を増やすことについて、地元自治会からの意見を添えて、10月11日に県厚木土木事務所へ要請したところ、予算や他の県道との兼ね合いもあり、年度内の対応は困難とのことでした。</p> <p>この件に関しましては、今後も要望してまいりたいと考えておりますが、県では道路交通の支障となっている雑草や路上にはみ出た樹木の枝については随時対応しておりますので、お気づきの点がありましたら県厚木土木事務所道路維持課維持防災班または町にご連絡ください。</p>

No.	意見・要望	担当課	回答
3	<p>中津地区（都市計画区域内）において住居表示を実施していただきたい。</p> <p>令和3年度にも意見・提案書として出させていただきましたが、相続等による土地の売買が増加し、1つの土地に4～10世帯の分譲開発が進み地番が複雑化となっています。郵便物においても地番ごとに配布されていることから町からの配布物の日数の誤差が生じているようです。</p> <p>中津地区は1番地から7000番地台まであり広範囲で訪ねてくる人も住民も不便を感じています（別添図参照）</p> <p>郵便物や宅配便の誤配や遅配も多く、交通事故で所在をうまく伝えられず警察がなかなか到着しない案件もありました。</p> <p>特に桜台区においては4つの地番が混在して紛らわしく、棚沢地番の方は厚木市棚沢と間違われるケースで引越しが遅れてしまったこともありました。桜台区民は町内会や隣組番号でイメージされている方も多いためことから住居表示の検討を進めて頂きたい（別添図参照）</p> <p>中津地区全般も同様、コンパクトにかつ規則的に街路等や行政区等にて区画を検討してみてもいいかでしょうか（別添図参照）</p> <p>住居表示をしないところは、今後の行政のデジタル化に向けて個人番号と住民台帳等が同一されていない二重住所による問題が生じる恐れがあると思います。</p> <p>住所変更の手続き、法人は登記等の変更、住居表示プレートの行政負担等、デメリットもありますが、全国的に住居表示に関する法律を基に、推進していることもあり、今後の町政サービスの充実を考えると住所が分かりやすく住みやすい街づくりをするため、防災上においても必須と感じています。</p>	住民課	<p>住居表示の実施については、令和3年度のファミリーミーティングでも回答いたしましたとおり、自動車運転免許証や車検証の住所変更、土地や建物などの登記簿に記載されている所有者の住所変更や会社などの所在地や代表者の表示変更登記などの手続きのほか、町民皆さんの勤務先や金融機関、保険会社などに対して住所変更の手続きが必要となるなど、影響や負担が大きいことから、区画整理などが行われる機会などを捉えて行うことが望ましいものと考えております。</p> <p>住居表示は町民皆さんの日常生活に直接関係の深い事柄であり、町民の皆さんのご理解とご協力が必要であると考えておりますことから、皆さまからのご意見のほか、町の形状や名称、歴史、文化、伝統などをもとに、引き続き住居表示について研究してまいります。</p>
4	<p>色々な事情で困っている人がいても入口がわからず、どこにその声を届ければいいのかわからない人が居ます。</p> <p>又、恥ずかしくて…とか上手く話せない人もいます。</p> <p>老介護の解決策“合理的配慮”</p> <p>小さな町の小さな地区で受け容れる事が出来るような地域づくりが大切。</p> <p>声をあげたくても あげられない人の支援を…</p> <ul style="list-style-type: none"> ・声を掛け合う 気になる方の家の訪問 ・出来る事を少しずつ支援 歩行困難な人のゴミ出しの手伝いとか、バス待ちの人にバス停に椅子を設置したりetc. ・豊かな人の声よりも、マイノリティーの人々の声を聴く場所をつくりたい <p>上手く書けませんでした。ごめんなさい。Q O L の向上は小さなところから…。</p>	福祉支援課	<p>本町では、皆さんが地域で安心した生活を営めるよう、民生委員・児童委員をはじめ、自治会やボランティア活動等、多くの方に地域支援者として協力をいただきながら、各種支援を行っております。</p> <p>特に、各地域にお住まいの民生委員・児童委員は、地域の身近な相談相手として、高齢者や障がいのある人の見守りをはじめ、子どもたちへの声かけのほか、子育ての不安や生活上の心配に対する相談などを行っており、相談者が適切な支援を受けられるように専門機関へのつなぎ役も担っておりますので、困りごとを抱えている方がおりましたら、町またはお近くの民生委員・児童委員へご相談ください。</p>

No.	意見・要望	担当課	回答
5	自治会未加入者が増えている昨今、特に災害時の救援が気がりです。 また、一人暮らし、歩行困難な方、高齢者等の救援対策・助け合いにはどんな対策がとられていますか？	危機管理室 福祉支援課 高齢介護課	町では、災害時に支援が必要な災害時要援護者をあらかじめ把握しておくことで、地域住民や自主防災組織、民生委員児童委員等、地域による支援がスムーズに行われるよう、「愛川町災害時要援護者避難支援制度」を設けています。 この制度は、自治会の加入状況に関わらず本人の希望により登録できますので、趣旨をご理解のうえ、ご協力をお願いします。
6	2号公園のベンチを増やして頂きたいと思います。 又、ベンチもすわりやすい きれいなベンチが有ればもう少し公園を楽しめると思います。	都市施設課	本年度、防災機能を備えたかまどベンチを2基設置しました。

令和5年度「ふれあいファミリアミーティング」回答表【桜台区】

No.	意見・要望	担当課	回答
2			
3	<p>図1. 中津地区地番</p>  <p>都市計画区域内における中津地区地番</p> <p>○課題点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中津1番地～と中津1000番地が分断されていて分かりづらい。 ・中津2000番地～は六倉区の行政区となっている。 ・中津3000番地～は県道を挟んでいて郵便物等の誤配、遅配が多い。また、棚沢地番も混在している。 ・中津4000番地～は工業団地が含まれているので、大型車が住宅地に進入することがあった。 ・中津7000番地～は中津3000番地～を囲むような形状で秩序良く並んでいない。 ・棚沢番地は厚木市棚沢とよく間違えられる。 ・桜台区は4つの地番が混在していて紛らわしい。 ・隣地と地番が大きく離れていて想起しにくい。 	<p>図2. 桜台区住居表示(案)</p>  <p>○住居表示後の桜台区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北から規則正しく住居表示を行う。 ・街路等にて区画をする。 ・相続等で開発団地を形成した際にも枝番を用いることなく整理することができる。 ・消防車や救急車が目的建築物に迅速に到達できる。 ・棚沢地番がなくなる。 ・馴染みのある地名が変わることによりブランド力の向上となる。 <p>○デメリット</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住所変更の手続きが必要。 ・土地売買等は地番、郵便物等は住居表示にて使い分けとなる。 ・知り合いの方への新住所の連絡が必要。 ・住居表示看板等、町の費用がかかる。 	<p>図3. 中津地区住居表示(案)</p>  <p>☆都市計画区域内☆</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎中津中央1～5丁目 ・熊坂区 ◎中津南1～3丁目 ・二井坂区、半縄区、坂本区の一部 ◎中津西1～3丁目 ・上熊坂区 ◎中津東1～3丁目 ・六倉区 ◎中津北1～3丁目 ・大塚区 ◎桜台1～4丁目 ・桜台区 ◎中津内陸1～3丁目 ・内陸工業団地 ◎春日台1～5丁目 ・春日台区 <p>☆都市計画区域外☆</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎中津6000番地～ ・下谷区、坂本区の一部 <p>○住居表示後の中津地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北から規則正しく住居表示を行う。 ・街路等や行政区にて区画をする。 ・相続等で開発団地を形成した際にも枝番を用いることなく整理することができる。 ・消防車や救急車が目的建築物に迅速に到達できる。 ・棚沢地番がなくなる(都市計画区域外の中津地区地番は存続) ・ピンポイントで目的地に到達できる。 ・近隣の自治体では住居表示を実施している。 <p>○デメリット</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住所変更の手続きが必要。 ・土地売買等は地番、郵便物等は住居表示にて使い分けとなる。 ・知り合いの方への新住所の連絡が必要。 ・住居表示看板等、町の費用がかかる。